

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校(園)、保護者および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もある。

そこで、練馬区教育委員会は、以下の姿勢・考え方ですべての幼児・児童・生徒が安心して楽しく学べる学校(園)づくりをより一層推し進めていく。

1 練馬区の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめはどの学校(園)にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、幼児・児童・生徒を守ることができるのは、第一義に学校(園)であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校(園)種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として幼児・児童・生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校(園)と教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの的確な実態把握

全小中学校で年間を通して定期的にいじめ実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握する。インターネット上のいじめに関する情報把握については、東京都教育委員会との連携を継続する。

(2) 学校(園)・教職員への指導・助言

教職員研修の実施

幼児・児童・生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

情報共有

学校がいじめと認知したケースについては、該当児童生徒のアンケートを学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。学校（園）ごとの対応状況については、各学校が作成する「いじめ対応状況報告票」を通して継続観察と必要に応じた指導を行う。

また、いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、練馬区版「いじめ対応のポイント」をもとに、いじめの有無を確認するよう指導する。

いじめ相談窓口の周知

練馬区の教育相談室をはじめとして都や国のいじめ相談の連絡先を、学校を通して毎年度すべての児童・生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。

集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童・生徒の望ましい人間関係をはぐくむために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施する。

（３）幼児・児童・生徒への働きかけ

いじめ一掃プロジェクトを通じた指導

本プロジェクトをさらに充実させ、いじめを「しない」「させない」「許さない」心情をはぐくむ。

情報モラル講習会の充実

現在小学校第５学年、中学校第２学年および保護者向けに実施している講習会の充実を図り、メールやインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。

（４）保護者・地域との連携強化および啓発の促進

保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施

学校（園）と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「いじめ防止事例実践報告会」において、保護者・地域へ広く啓発する。

教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信

いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く区民に発信する。

学校（園）内外の関係者からの幅広い情報収集

研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校（園）にかかわる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。

（５）いじめ改善に向けた制度の運用

いじめ改善に向けた緊急対応は別室指導を優先し、性行不良による出席停止制度の適用は個別の状況を見極めた上で検討する。

(6) 就学前教育への支援

幼稚園や保育所等における保育と人格形成の基盤となる家庭教育を充実させ、望ましい人間関係を構築する素地を養うよう努める。

(7) 子供関連機関との連携強化

教育相談室や適応指導教室に加え、放課後や休日等に幼児・児童・生徒が過ごす学童クラブや児童館など、学校教育以外を所管する部署とも定期的な情報共有を継続し、いじめの解消を図る。

(8) 新たな対応組織の整備

いじめ等対応支援チームの設置

有識者を含めたいじめ等対応支援チームを設置し、実態把握と対応方針等について定期的な検討を継続する。

いじめ等対応支援特別チームの設置

重大案件が発生した際は、いじめ等対応支援チームのもとにいじめ等対応支援特別チームを発足させ、第三者による調査を実施する。

いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するため、有識者による相談体制を整える。

4 学校（園）の取組

(1) 定期的ないじめの実態把握と校（園）内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施し、いじめは起こり得るとの認識のもといじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握する。対応の必要なケースについては、事実確認とともに、まずいじめられた側の幼児・児童・生徒の保護者との連携を十分に図る。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校（園）内の組織を工夫する。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図る。そのために、練馬区版「いじめ対応のポイント」を活用して校（園）内でいじめに関する研修を実施するとともに、個々の幼児・児童・生徒への指導の充実を図る。

(3) 教育相談の充実

児童・生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり児童・生徒が相談する相手を選ぶことができるようにしたりするなど、児童・生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。

多面的な相談体制の構築

校内に組織されている学校サポートチームに校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

(4) いじめ側の幼児・児童・生徒への実効性のある指導

毅然とした指導の徹底

いじめ側の幼児・児童・生徒に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。

保護者と一体となったいじめ改善

いじめ側の幼児・児童・生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え区や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努める。

(5) 児童・生徒の主体的な活動の促し

小学校の児童会や中学校の生徒会において、児童・生徒が自発的・自主的にいじめを考え自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。また、児童・生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを指導する。

(6) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

自校(園)のいじめの実態や対応方針等について、保護者会、学校(園)だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校(園)と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。また、小学校においては、安全・安心ボランティアと連携した児童の見守りを検討する。

(7) 校(園)種間および関係機関との一層の連携

卒業(園)時等における的確な情報伝達

小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行う。

子供関連施設との情報共有

いじめの要因は様々であることから、総合教育センター、子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所および警察等との情報共有を継続的に行う。